

一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じた、柔軟・適切な  
教育的支援が必要な子どもに対応するための参考となる  
明治から昭和戦前期までの文献を復刻。

# 要支援児教育 文献選集

第I期全7巻

中野善達 編・解説



クレス出版

## 要支援児教育文献選集 第I期全7巻

中野善達 編・解説

- 第1巻 日英の盲人、世界盲人列伝、盲教育概論
- 第2巻 異常児教育の実際、異常児教育法の新研究
- 第3巻 感化教育の研究、不良少年の実際、伯林の特殊教育
- 第4巻 促進教育の新研究 基礎篇、東京市編智能検査法
- 第5巻 低能児及不良児の医学的考察
- 第6巻 聾教育概説、私の体験せる聾教育
- 第7巻 創立六十年史

A5判/上製函入/クロス装 揃定価95,000円(税別)  
平成20年5月末日刊行 ISBN978-4-87733-420-8(セット)

## 文献選集 教育と保護の心理学 全四期48巻 大泉 溥 監修・解題

心理学史の立場から近代日本の教育や社会的保護(福祉)にかかわる重要な諸労作を精選して編集。  
明治大正期(欧米心理学の受容と実践的模索)、昭和戦前戦中期(自立と試練)、昭和戦後初期(反省  
と再出発)の三つの時期を代表する著作や論文、その他に専門雑誌・研究報告書を収録。

- 第I期全12巻 明治大正期 揃定価249,000円(税別)
  - 第1回配本 第1巻～第6巻 揃定価124,000円(税別) ISBN4-87733-020-8
  - 第2回配本 第7巻～第12巻 揃定価125,000円(税別) ISBN4-87733-021-6
- 第II期全12巻 昭和戦前戦中期 揃定価245,000円(税別)
  - 第1回配本 第1巻～第6巻 揃定価126,000円(税別) ISBN4-87733-022-4
  - 第2回配本 第7巻～第12巻 揃定価119,000円(税別) 品切
- 第III期全12巻 専門雑誌・研究紀要 揃定価250,000円(税別)
  - 第1回配本 第1巻～第6巻 揃定価120,000円(税別) ISBN4-87733-052-6
  - 第2回配本 第7巻～第12巻 揃定価130,000円(税別) ISBN4-87733-053-4
- 第IV期全12巻 昭和戦後初期 揃定価252,000円(税別)
  - 第1回配本 第1巻～第6巻 揃定価127,000円(税別) ISBN4-87733-072-0
  - 第2回配本 第7巻～第12巻 揃定価125,000円(税別) ISBN4-87733-073-9

## 司法統計年報 全10巻 湯沢雅彦 監修・解説

約50年前の家族紛争や少年非行の実情を、全国規模の大きな数字と各地の家庭裁判所と  
その支部・出張所ごとの小さな数字とで、明確に確認することができる貴重資料。

- 家事編 全5巻 揃定価70,000円(税別) ISBN978-4-87733-361-4
  - 昭和27年 定価16,000円(税別) ISBN978-4-87733-362-1
  - 昭和28年 定価14,000円(税別) ISBN978-4-87733-363-8
  - 昭和29年 定価14,000円(税別) ISBN978-4-87733-364-5
  - 昭和30年 定価13,000円(税別) ISBN978-4-87733-365-2
  - 昭和31年 定価13,000円(税別) ISBN978-4-87733-366-9
- 少年編 全5巻 揃定価72,000円(税別) ISBN978-4-87733-367-6
  - 昭和27年 定価14,000円(税別) ISBN978-4-87733-368-3
  - 昭和28年 定価14,000円(税別) ISBN978-4-87733-369-0
  - 昭和29年 定価14,000円(税別) ISBN978-4-87733-370-6
  - 昭和30年 定価15,000円(税別) ISBN978-4-87733-371-3
  - 昭和31年 定価15,000円(税別) ISBN978-4-87733-372-0

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町14-5 メローナ日本橋  
☎03-3808-1821 ㊚03-3808-1822 <http://www.kress-jp.com/>



株式会社クレス出版

●書店名



中野善達

(元日本特殊教育学会会長)

一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じた、柔軟・適切な教育的支援が必要とみなされる子どもが多数存在します。こうした子どもにはいわゆる障害児だけでなく、日本語学習に課題がある子、学業不振児や不登校の子、虐待を受けている子、いじめられたりいじめられている子、落着きのない子、非行や問題行動を起こす子などが含まれます。特別な教育的ニーズは、子どもの内にある要因、家族や地域の中にある要因、学校の対応の仕方による要因など、さまざまな要因が複雑に絡みあっています。これらの子どもには、乳幼児期から学校卒業後まで生涯にわたる特別な支援が必要な場合も少なくありません。

わが国ではこうした子どもにどのように対応してきたのでしょうか。明治以降の文献を繙いてみますと、多数で多様な文献のあることに驚かされます。それらを通して、先人たちの熱意・工夫・努力などの跡を知ることが可能となります。しかし、これらの多くは、今では入手がきわめて困難になっています。そこで、それらのうちとりわけ意義が認められると思われる文献を選び出し、復刻することにいたしました。

「廃人」と呼ばれた盲者や聾者、その他の心身障害者への教育の着手、知的障害者を中心とする「異常児」の教育、肢体不自由者や病弱者への対応、不良や結核、天才や優秀児などへの特殊教育や異常児教育、障害児教育、社会教育などが進展してきつつあるも、いまだ問題は山積しています。障害児に限ってみても、重度化・多様化してきている実態への対応、軽度発達障害への対応などが焦眉の急となっていて、これまでの先人の歩みを知ることが、今後の方向性を見極めるためにも必須と思われる。

要支援児教育文献選集 第1期全7巻

- 第1巻 日英の盲人 好本督著/明治39年/東西社
- 世界盲人列伝 東海散士著/昭和7年/柴守明
- 盲教育概論 大河原欽吾著/昭和14年/培風館
- 第2巻 異常児教育の実際 脇田良吉著/大正4年/金港堂書籍
- 異常児教育法の新研究 大日本学術協会著/昭和13年/モナス
- 第3巻 感化教育の研究 加藤成俊著/大正4年/日本学術普及会
- 不良少年の実際 河野通雄著/昭和3年/育成館
- 伯林の特殊教育 庄野貞一著/昭和4年/児童生活研究会
- 第4巻 知能査定を主とする促進教育の新研究 基礎篇 阿部七三吉・小野秀瑠著/大正10年/培風館
- 東京市編智能検査法 東京市教育局著/昭和16年/東京市教育局
- 第5巻 低能児及不良児の医学的考察 杉田直樹著/大正12年/中文館書店
- 第6巻 聾教育概説 川本宇之介著/大正14年/中文館書店
- 私の体験せる聾教育 安藤三郎著/昭和10年/安藤三郎
- 第7巻 創立六十年史 東京聾哑学校編/昭和10年/東京聾哑学校

第3巻 感化教育の研究

第五章 不良少年の道徳的意識

(不良少年の特性)

吾人は前章に於て、不良少年の生理状態及精神状態を研究して、其等が正常少年の其等に比して、劣悪、異常なる事の結論に達したのである、而して道徳的意識は前述の如く、一般精神活動及生理活動に關係するものなりとせば、不良少年の道徳的意識も亦正常少年の其に比して劣悪ならざるを得ない。

(一) 両親の道徳的意識 緒て不良少年の道徳的意識を調査するには、其両親の道徳的意識を吟味するの一法であらう、其には種々の方法あらう、今は彼等両親が親として子女に對し、盡す可き根本的義務を果さざりし場合を調査して見よう、両親にして犯罪者であり、或は其子女を遺棄して衣食の途を與へず、又適當に子女を監督せず

第6巻 聾教育概説

第三篇 聾教育の原理

第一章 聾の意義とその結果

第一節 聾の意義とその原因

本書にいふ聾といふのは遺傳又は疾病乃至は何かの事故で聴覺に故障を來し、全く聽えないか、又は極めて僅に聴力の残つて居る者を總稱するのである。

抑々聾といふのは我が國語でいふ『つんぼ』であつて、聴覺器官に故障があつて、音聲を聞き得ないものをいふのである。其の原因につきては種々あるが大體次の四種がある。

- 一、先天聾 生れる前に聴覺に障りを受けたものであつて、之に二種の區別がある。
  - イ、遺傳 遺傳によつて聾となる者
  - ロ、疾病 主に梅毒より來り、その血液のうちに、毒が入つて聴官に障り起すもの。
- 二、後天聾 生後何かの原因により聾になつたものであつて、之に又二種の別がある。
  - イ、疾病を原因とするもの 耳自身乃至他の疾病、たとへば、腦膜炎、癩疹、チブス、デフテリア、猩紅熱、天然痘乃至は聽神經萎縮等が原因となつて、聴官の障り起し、全然又は甚しき聴力を失つた者。
  - ロ、事故を原因とするもの 即ち外部よりの強烈なる空氣の振動、高いところより墜落したといふ様なことが原因となりて、聴覺に障り起し、その能力を失ふに至つた者。

而してその原因の割合の如きは、國により、又學校によつて一定して居ないが、ラヴ博士の調査によれば、グラスゴー市聾學校二百十四人の兒童の割合は、

後天聾	九五	四四・五パーセント
特發的先天聾	六四	二八・〇
遺傳的聾	五三	二四・八
不明その他	六	二・三

の如くであり、又低能聾兒を收容して居るロンドン都ハマトン學校の生徒七十八名について調査したところが、多少之と異つて居つて、

して之を放任し置かんか、彼等は其根本的義務を果さない者である。一八九一年中、英國感化院に收容したる不良少年に就て觀るに、其三二パーセントは、其子女を等閑に附したるか、或は之を遺棄せしか、或は犯罪して入監したるか、何れか其一に居る両親より出でたる者である、然らば道徳的缺點が遺傳の所産たる限り、又両親が此等の缺點を子孫に傳ふる限り、感化院に於ける不良少年の三二パーセントは多少道徳に關して遲鈍なる感受性を遺傳せる者なりと觀なければならぬ。他に此等感化院に收容せられたる不良少年の両親の徳性に瑕瑾多きを檢せんには、此等不良少年の教育程度の低き事に於ても發見し得る、一八九一年感化院に送られたる不良少年中、全然讀み書きを成し得ざる者一七パーセントにして、多少文字の素養あるも甚だ不完全なる者七〇パーセントである、換言すれば、感化院生徒中普通教育程度の教育を受けたる者僅に一三パーセントあるに過ぎない、此等統計の示す如く、感化院生の教育不完全なるは、幾分少年其者の精神能力の乏しきにも由らんも、又他面、父母の不注意より全